

令和7年6月定例  
四万十町教育委員会  
会議資料

日 時： 令和7年6月3日（火）午前9時

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 承認第2号 専決処分の承認について
- ③ 承認第3号 専決処分の承認について
- ④ 承認第4号 専決処分の承認について
- ⑤ 議案第1号 七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑥ 議案第2号 東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑦ 議案第3号 十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑧ 議案第4号 北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑨ 議案第5号 大正中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑩ 議案第6号 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の任命について
- ⑪ 議案第7号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について
- ⑫ 議案第8号 令和7年度教育委員会関係予算案（6月補正）について

### 5 協議事項

### 6 報告事項

- ① 見付保育所について

### 7 その他

- ① 6月定例議会（議案・一般質問）について
- ② 今後の日程について

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 教 育 長 | 山脇 光章                     |
| 委 員   | 横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史 |
| 事 務 局 | 川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂 |

承認第 1 号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 別紙

專 決 書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和7年5月15日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項の規定に基づき、令和●年●月●日付けで●●●●第●号により、●●●●●教育委員会から協議があった区域外就学については、次のとおり承諾する。

- 1 児童生徒名 ●● ●● ●●学校 第●学年
- 2 保護者氏名 ●● ●●
- 3 住民登録地 ●●●●●
- 4 就学指定校 ●●●●●学校
- 5 就学希望校 ●●●●●学校
- 6 期 間 令和●年●月●日～ 令和●年●月●日
- 7 事 由

- ## 8 専決処分を行った理由

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、できるだけ早期に承諾する  
必要があったため。

## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

#### (委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)

第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

#### (委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

- 第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

## 承認第2号

### 専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年6月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 別紙

專 決 書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和7年5月16日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第2項の規定に基づき、令和●年●月●日付けで●●●●第●号により、●●●●●教育委員会から協議があった区域外就学については、次のとおり承諾する。

- 1 児童生徒名 ●● ●● ●● 小学校 第●学年
- 2 保護者氏名 ●● ●●
- 3 住民登録地 ●●●●●
- 4 就学指定校 ●●●●● 小学校
- 5 就学希望校 ●●●●● 小学校
- 6 期 間 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日
- 7 事 由

- ## 8 専決処分を行った理由

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●、できるだけ早期に承諾する  
必要があったため。



## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

#### (委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)

第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

#### (委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

- 第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

## 承認第 3 号

### 専決処分の承認について

仁井田小学校学校運営協議会委員の変更及び追加について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

仁井田小学校学校運営協議会委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年5月24日

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

仁井田小学校学校運営協議会委員名簿

| 区 分                                  | 氏 名        | 備 考        |
|--------------------------------------|------------|------------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民                    | 山本 弘光      | ●●●●●●●●●● |
|                                      | 水田みき子      | ●●●●●●●●●● |
|                                      | 戸田 悦子      | ●●●●●●●●●● |
|                                      | 市川 愛久      | ●●●●●●●●●● |
|                                      | 牧野 剛史      | ●●●●●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者              | 神林 潤 (変更)  | ●●●●●●●●●● |
| (3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 | 都築 正志      | ●●●●●●●●●● |
|                                      | 石田 芳秋      | ●●●●●●●●●● |
| (4) 学校関係者                            | 森田 麻里      | 仁井田小学校 校長  |
|                                      | 正岡 美砂 (追加) | 仁井田小学校 教頭  |
| (5) 学識経験を有する者                        | 戸田 晶秀      | ●●●●●●●●●● |
|                                      | 松原真由美      | ひかり保育所 所長  |
| (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者     |            |            |

任期 : 令和7年5月29日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

5月15日以降に学校長から委員変更の申し出があり、5月29日までに決定する必要があったため。

## 参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】  
(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## 承認第4号

### 専決処分の承認について

教育委員会事務局職員の任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年6月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

## 専 決 書

教育委員会事務局職員の任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和7年6月1日

四万十町教育長 山脇 光章

## 記

- |   |    |                                                            |
|---|----|------------------------------------------------------------|
| 1 | 氏名 | <small>はまだ</small> 浜田 <small>あきかつ</small> 章克（暫定再任用短時間勤務職員） |
| 2 | 所属 | 生涯学習課                                                      |
| 3 | 職名 | 主査                                                         |



## 参 考

### 四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

#### (委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)

第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

#### (委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

## 議案第 1 号

### 七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、七里小学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

(別紙)

七里小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和7年6月4日 ～ 令和9年3月31日

| 選 出 区 分                                     | 氏 名   | 備 考       |
|---------------------------------------------|-------|-----------|
| (1) 対象学校の所在する地域<br>住民                       | 田井 一矢 | ●●●●●●●●  |
|                                             | 生田 富繁 | ●●●●●●●●  |
| (2) 対象学校に在籍する児童<br>及び生徒の保護者                 | 山脇 大士 | ●●●●●●●●  |
|                                             | 河野 通裕 | ●●●●●●●●  |
|                                             | 河野 靖志 | ●●●●●●●●  |
|                                             | 野村 卓司 | ●●●●●●●●  |
| (3) 地域学校協働活動推進員<br>その他対象学校の運営に資<br>する活動を行う者 | 佐竹 孝太 | ●●●●●●●●  |
| (4) 学校関係者                                   | 吉岡 栄作 | 七里小学校 校長  |
| (5) 学識経験を有する者                               | 野村 泰子 | 教育研究所 所長  |
|                                             | 牧野 綾  | 松葉川保育所 所長 |
| (6) 前各号に掲げる者のほか<br>教育委員会が適当であると<br>認める者     |       |           |

## 議案第 2 号

### 東又小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、東又小学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

(別紙)

東又小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和7年6月10日～ 令和9年3月31日

| 選 出 区 分                                                                                          | 氏 名   | 備 考      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| (1) 対象学校の所在する<br>地域住民                                                                            | 國元 豊美 | ●●●●●●●● |
|                                                                                                  | 田市 芳美 | ●●●●●●●● |
|                                                                                                  | 佐竹 宣昭 | ●●●●●●●● |
|                                                                                                  | 中嶋 新  | ●●●●●●●● |
|                                                                                                  | 橋本 忍  | ●●●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する<br>児童及び生徒の保護者                                                                      | 山本 優子 | ●●●●●●●● |
|                                                                                                  | 和田 義史 | ●●●●●●●● |
| (3) 社会教育法（昭和 24<br>年法律第 207 号）第 9 条の<br>7 第 1 項に規定する地域<br>学校協働活動推進員その<br>他の対象学校の運営に資<br>する活動を行う者 | 島岡 直子 | ●●●●●●●● |
| (4) 学校関係者                                                                                        | 福留 博子 | 東又保育所 所長 |
|                                                                                                  | 須藤 美香 | 東又小学校 校長 |
| (5) 学識経験を有する者                                                                                    |       |          |
| (6) 前各号に掲げる者の<br>ほか、教育委員会が適当で<br>あると認める者                                                         |       |          |

### 議案第 3 号

十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

(別紙)

十和小中学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和7年6月10日～ 令和9年3月31日

| 選 出 区 分                                      | 氏 名    | 備 考      |
|----------------------------------------------|--------|----------|
| (1)対象学校の所在する地域<br>住民                         | 岡本 順一  | ●●●●●●●● |
| (2)対象学校に在籍する児童<br>及び生徒の保護者                   | 恩地 康成  | ●●●●●●●● |
|                                              | 山本 俊之  | ●●●●●●●● |
| (3)地域学校共同活動推進員<br>その他の対象学校の運営<br>に資する活動を行うもの | 高橋 知佐  | ●●●●●●●● |
|                                              | 中平 治子  | ●●●●●●●● |
|                                              | 吉川 耕司  | 十和地域振興局長 |
| (4)学校関係者                                     | 岩井 崇通  | 十和中学校 校長 |
|                                              | 久保田 隆一 | 十和小学校 校長 |
| (5)学識経験を有する者                                 | 伊賀 修   | ●●●●●●●● |
| (6)前各号に掲げる者のほか<br>教育委員会が適当であると認める者           |        |          |

## 議案第 4 号

### 北ノ川小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、北ノ川小学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章



別紙

北ノ川小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和7年6月12日～令和9年3月31日

| 選 出 区 分                                                              | 氏 名   | 備 考        |
|----------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| (1) 対象学校の所在する地域住民                                                    | 宮脇 茂幸 | ●●●●●●●●●● |
|                                                                      | 中脇 由美 | ●●●●●●●●●● |
|                                                                      | 太田 宗隆 | ●●●●●●●●●● |
|                                                                      | 佐竹佐代子 | ●●●●●●●●●● |
| (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者                                              | 國澤 洋平 | ●●●●●●●●●● |
|                                                                      | 倉島 悠吾 | ●●●●●●●●●● |
| (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者 | 沖 俊憲  | ●●●●●●●●●● |
|                                                                      | 山邊 博美 | ●●●●●●●●●● |
| (4) 学校関係者                                                            | 藤原 良仁 | 北ノ川小学校 校長  |
| (5) 学識経験を有する者                                                        |       |            |
| (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者                                     | 小野川恵利 | ●●●●●●●●●● |

## 議案第 5 号

### 大正中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、大正中学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

大正中学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和7年6月26日～ 令和9年3月31日

| 選 出 区 分                                     | 氏 名   | 備 考          |
|---------------------------------------------|-------|--------------|
| (1) 対象学校の所在する地域<br>住民                       | 中屋 康  | ●●●●●●●●     |
|                                             | 太田 宗隆 | ●●●●●●●●     |
| (2) 対象学校に在籍する児童<br>及び生徒の保護者                 | 谷脇 祐二 | ●●●●●●●●     |
| (3) 地域学校協働活動推進員<br>その他対象学校の運営に資<br>する活動を行う者 | 北村 耕助 | ●●●●●●●●     |
| (4) 学校関係者                                   | 稲田 充宏 | 大正中学校 校長     |
|                                             | 門田 清子 | 認定こども園たのの 園長 |
|                                             | 長森 真智 | 北ノ川保育所 所長    |
|                                             | 金子 千佐 | 田野々小学校 校長    |
|                                             | 藤原 良仁 | 北ノ川小学校 校長    |
| (5) 学識経験を有する者                               |       |              |
| (6) 前各号に掲げる者のほか<br>教育委員会が適当であると<br>認める者     | 小野川恵利 | ●●●●●●●●     |

## 議案第 6 号

### 四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の任命について

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置条例第 3 条の規定に基づき、下記のとおり四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員を任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

#### 記

#### ■ 委員に任命する者の氏名等

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 所 属 等 | 教育委員会教育次長兼学校教育課長               |
| 氏 名   | 川上 武史                          |
| 備 考   | 要綱第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する者 |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 所 属 等 | 大正中学校 学校長               |
| 氏 名   | 稲田 充宏                   |
| 備 考   | 要綱第 3 条第 1 項第 5 号に該当する者 |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 所 属 等 | 窪川中学校 教頭                |
| 氏 名   | 前田 憲志                   |
| 備 考   | 要綱第 3 条第 1 項第 6 号に該当する者 |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 所 属 等 | 窪川小学校 教頭                |
| 氏 名   | 月原 賢司                   |
| 備 考   | 要綱第 3 条第 1 項第 6 号に該当する者 |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 所 属 等 | 学校事務支援室 総括主任            |
| 氏 名   | 氏原 初江                   |
| 備 考   | 要綱第 3 条第 1 項第 7 号に該当する者 |

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 所 属 等 | 学校事務支援室 主事              |
| 氏 名   | 草野 宏旗                   |
| 備 考   | 要綱第 3 条第 1 項第 7 号に該当する者 |

任期：令和 7 年 6 月 6 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

【参考 ①】

■四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員

| 選出区分                 | 氏名    | 所属・役職                   |
|----------------------|-------|-------------------------|
| 教育長                  | 山脇 光章 | 教育委員会 教育長               |
| 教育次長・学校教育課長          | 川上 武史 | 教育委員会事務局<br>教育次長兼学校教育課長 |
| 教育対策監                | 浜口 千茶 | 教育委員会事務局 教育対策監          |
| 四万十町小中学校校長会<br>に属する者 | 大崎 幸  | 川口小学校 学校長               |
|                      | 稲田 充宏 | 大正中学校 学校長               |
| 四万十町小中学校教頭会<br>に属する者 | 月原 賢司 | 窪川小学校 教頭                |
|                      | 前田 憲志 | 窪川中学校 教頭                |
| 四万十町学校事務支援室<br>に属する者 | 松下 恵美 | 学校事務支援室 総括主任            |
|                      | 氏原 初江 | 学校事務支援室 総括主任            |
|                      | 草野 宏旗 | 学校事務支援室 主事              |

【参考 ②】

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱

(令和2年1月14日教育長訓令第5号) 抜粋

第3条 推進委員会は、次に掲げる者の内から四万十町教育委員会が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 学校教育課長
- (4) 教育対策監
- (5) 四万十町小中学校校長会に属する者
- (6) 四万十町小中学校教頭会に属する者
- (7) 四万十町学校事務支援室に属する者

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

## 議案第 7 号

### 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

#### 記

| 区分                           | 氏名    | 所属等                   | 備考 |
|------------------------------|-------|-----------------------|----|
| (1) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者 | 田村 皓哉 | 四万十町小中学校 P T A 連合会 会長 | 新任 |
| (2) 学校関係の代表者                 | 大崎 幸  | 川口小学校 校長              | 新任 |
| (3) 町職員                      | 三宮 佳子 | 町民課長                  | 新任 |

任期:令和 7 年 6 月 4 日 ～ 令和 8 年 3 月 3 1 日



## 参 考

### ○四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 抜粋

平成 20 年 2 月 12 日教育委員会告示第 2 号

(運営委員会)

第 9 条 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員

| 区 分                      | 氏 名    | 備 考               |
|--------------------------|--------|-------------------|
| (1) 子ども教室(指導者)の代表者       | 市川 絢子  | 口神ノ川放課後子ども教室      |
|                          | 佐竹 佐代子 | 北ノ川放課後子ども教室       |
|                          | 高橋 知佐  | 十和放課後子ども教室        |
| (2) 子ども教室(保護者)の代表者       | 小笠原 円  | 七里放課後子ども教室        |
| (3) 四万十町小中学校PTA連絡協議会の代表者 | 田村 皓哉  | 四万十町小中学校PTA連合会 会長 |
| (4) 学校関係の代表者             | 大崎 幸   | 川口小学校 校長          |
| (5) コーディネーターの代表者         | 野村 泰子  | 教育研究所 所長          |
| (6) 町職員                  | 國澤 豪人  | 健康福祉課長            |
|                          | 三宮 佳子  | 町民課長              |
| (7) 教育委員会職員              | 今西 浩一  | 生涯学習課長            |

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日  
(田村、大崎、三宮委員は令和7年6月4日～)